

平成 28 年 2 月 12 日
総 務 省

政治的公平の解釈について（政府統一見解）

放送法第 4 条第 1 項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たって、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。

その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、

- ① 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のよ

うに、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

- ② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。

これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。

なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

以上

め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(谷合正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷合正明君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会会長榎井勝人君外四名を参考人として出席を求めらることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(谷合正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(谷合正明君) 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤川政人君 おはようございます。

本日は、放送法に定める放送の政治的公平性について議論をさせていただきたいと思っております。

放送法第四条第一項第二号は、放送番組の編集について政治的に公平であることを求めるとともに、同項第四号において、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、すなわち、政治的公平性、論点的多角性を求めています。

放送法はこのように明確に放送の政治的公平性を求めています。それにもかかわらず、最近の放送番組を見てみますと、とても政治的公平性が遵守されているとは言い難いものがたくさん見受けられます。

総務大臣は、最近の放送を御覧になって、政治的公平性が遵守されているとお考えですか。御意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(高市早苗君) 最近の放送を見てどう

思うかということなんですけれども、今、割と忙しくしております。放送番組をじっくりとたくさん見る機会には恵まれておりません。

ただ、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものでございまして、放送法は放送事業者による自主自律を基本とする枠組みになっておりますから、個別の放送番組の内容について何か言えということでしたら、なかなかコメントはしづらうございます。

なお、個別の番組について何か社会的な問題が発生した場合には、まずは放送事業者が自ら調査を行うなど、自主的な取組が行われることとなります。総務省としても、その放送事業者の取組の結果を踏まえて適切に対応することになっております。

○藤川政人君 私は、放送事業者による自主自律を基本とする枠組みはもろもろ極めて重要であると考えておりますが、その名の下に放送法が求める政治的公平性が遵守されているとは思えない放送番組が見受けられる現状は問題が多いと考えております。国論を二分するような政治的課題について、一方の意見のみを取り上げて放送している番組も散見されます。

そこで、政治的公平性について、総務省として従来どのような基準に沿って指導、そして助言をされてきたのでしょうか。総務大臣に伺いたいと思っております。

○国務大臣(高市早苗君) 放送法第四条第一項第二号の規定により、放送事業者は放送番組の編集に当たり政治的に公平であることが求められております。ここで言う政治的に公平であることは、これまでの国会答弁を通じて、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から、特定の政治的見解に偏ることなく番組全体としてのバランスの取れたものであることと解釈をしてきたところであります。その適合性の判断に当たりましては、一つの番組ではなく放送事業者の番組全体を見て判断することとされてきたと聞いております。

これまで、放送事業者に対して、放送法第四条第一項第二号の政治的に公平であることに違反したとして行政指導が行われた事例はございません。

○藤川政人君 そうですね。大臣が今おっしゃられた、従来、放送事業者の番組全体を見て判断するということが政治的公平性の判断基準になっているようです。

私は、この一つの番組ではなく放送事業者の番組全体を見て判断するということが、放送法の求めている政治的公平性の意味を非常に分かりにくくしているのではないかなということも考えるわけでありまして。

平成二十六年五月十三日の総務委員会におきましては、当時の新藤総務大臣は、限られた放送時間等の制約の中で世の中の関心に応える番組を適切に編集していくためには、個々の番組で政治的公平性や論点的多角性を確保することが物理的に困難な場合もあることから、他の時間帯の番組と合わせた番組全体として政治的公平性や論点的多角性を判断する旨述べられていたと、この原則の下で、個々の放送事業者の自主自律の判断に基づいて、放送時間等の制約が特段ないケースにおいては個々の番組で政治的公平性や論点的多角性を確保しようとするのは、これは放送法第四条第一項の規定の趣旨に沿うものと述べられておられます。

そこで、改めて総務大臣に伺いたいと思っておりますが、一体どのような状態であれば放送事業者の番組全体を見て判断して政治的公平性が保たれていることになるのか、具体的に教えてくださいたいと思っております。

○国務大臣(高市早苗君) 率直に申し上げますが、藤川委員の問題意識、共有されている方も多いんじゃないかと思っております。私自身も、総務大臣の職に就きまして、非常にこのところの解釈というのは難しいものだなと感じております。例えば、国論を二分するような政治的課題について、ある時間帯で与党党首の記者会見のみを放

送したとしても後のニュースの時間に野党党首のそれに対する意見を取り上げている場合のように、ある番組で一方の政治的見解のみを取り上げて放送した場合でも、他の番組で他の政治的見解を取り上げて放送しているような場合は放送事業者の番組全体として政治的公平性を確保しているものと認められるとされております。

○藤川政人君 では、ある番組について政治的公平性の問題が指摘された場合において、どのように番組全体として政治的公平性や論点的多角性を確保したかについて放送事業者は説明する責任はないのでしょうか。放送事業者の番組全体を見て判断することを基準とするとしても、ただこのことを言いつ放しでは放送事業者に逃げ道を与えるだけでありまして、判断基準として全く役に立たないと思えます。

過去に、政治的公平性について問題が指摘された番組に関して、この番組だけでは不公平のように見えますが、他のこういう番組できちんと穴埋めをしており、これらと合わせた番組全体として政治的公平性、論点的多角性は確保されているのですと具体的に説明された事例はあるのでしょうか。そのことを放送事業者がきちんと世の中に対して説明しなければこの基準は全く意味がないと考えますが、総務大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(高市早苗君) 放送法は放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとなっており、放送番組は、その下で放送事業者が自らの責任において編集するものであります。政治的公平の観点から番組編集の考え方について社会的に問われた場合には、放送事業者において、政治的公平性を確保しているということについて国民に対して説明をする必要があると考えております。

○藤川政人君 そのことについては総務省としてもちろん放送事業者を指導していただきたい、これは私からの本心に強い御要望とさせていただきます。それから、最近の放送番組を見ておられますと、

一番組だけであってもやはり極端に政治的公平性が遵守されていないものがあると考えますが、いかがでしょうか。放送時間等の制約は、およそそうした極端な場合でもその内容を正当化する理由にならないのではないのでしょうか。

かつて類似の例があったと思いますが、例えば、選挙直前に特定の候補予定者のみを密着取材して、選挙公示の直前に長時間特別番組で放送する場合があります。こうした場合は、たとえ一番組だけであっても政治的公平に反すると言えるのではないかと考えますが、総務大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(高市早苗君) 放送法第四第一項第二号の政治的公平であることに関する政府のこれまでの解釈の補充的な説明として申し上げましたら、一つの番組のみでも、選挙期間中又はそれに近接する期間において殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合といった極端な場合におきましては、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないと考えます。

○藤川政人君 そうですね。また、国論を二分するような政治的課題があるときにも政治的公平性は厳格に維持されなければならぬと考えます。

最近の放送の中には、国論を二分するような政治的課題について、例えば、一方の政治的見解をほとんど紹介しないで他方の政治的見解のみを取り上げ、それを支持する内容を相当時間繰り返して放送しているようなものも見受けられます。このような放送番組は、やはり一番組であったとしても政治的公平性に反すると言えないのではないかと考えますが、総務大臣、いかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) 前問と同じように、政府のこれまでの解釈の補充的な説明として申し上げますが、一つの番組のみでも、国論を二分するような政治的課題について、放送事業者が一方の政

治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げてそれを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合といった極端な場合においては、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないものと考えます。

○藤川政人君 ありがとうございます。放送番組の政治的公平性については、放送事業者の番組全体を見て判断するということが原則であり、やはり極端に政治的公平性を逸脱している場合には一番組だけでも政治的公平に反すると言えらる場合があるという御答弁をいただいたものと考えます。その点についても放送事業者を十分御指導いただきますようお願いを申し上げます。それでは、続いて、大変憂慮している問題であります。まず、四月末以降、箱根山では火山活動が活発化し、五月六日には気象庁が箱根山の噴火警戒レベルを、一、これは平常から二、火口周辺規制に引き上げております。地元住民の皆様や自治体の皆様の御心配、御労苦を思い、今後の火山活動の鎮静化を心から願っているものであります。

この箱根山を始めとし、我が国には火山が数多く存在しております。昨年九月の御嶽山の噴火による被害を思い起こしてみても、早急に火山に係る防災対策を進めていく必要があります。国としても地方自治体に対する支援を行っていくべきだと考えておりますが、地方自治を所管する大臣として御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 今御指摘ありましたように、箱根山だけではなく御嶽山の噴火もございましたので、この火山防災対策は喫緊の課題だと考えております。

総務省としましては、火山における登山者の安全を確保するためのシエルト整備、噴火速報などの火山情報住民や登山者に伝達するための防

災行政無線等の整備に対する財政支援などを行っております。本年三月に取りまとめられました中央防災会議の下に設置された火山防災対策推進ワーキンググループの報告において、火山防災対策を総合的に進めていくこととされています。この政府の方針を踏まえまして、今後とも関係省庁との連携を密にして、地方公共団体に対する必要な助言等を行ってまいります。

○藤川政人君 大臣のバイタリティーと申し上げる心で、是非、それぞれの自治体が本心に平穏な、また未来に向けて活動ができる、この災害国日本の中においても大切な仕事としてこれからもなお一層御推進いただきたいと思っております。また、今回の箱根山の火山活動は、現時点では火口周辺規制レベルであります。世界有数の観光地であります箱根では宿泊のキャンセル等、その影響が及んでいくとの報道もあります。火山活動等の災害対応におきましては、人命第一で危険な地域に立ち入ることがないように適切な情報が提供されるとともに、あわせて、気象庁の火山活動情報や科学的知見と懸け離れ、箱根地域全体が危ないといったいわゆる風評被害により地元の人々の暮らしに悪影響が生じることは避けなければなりません。

放送は、国民生活に必要な情報提供手段であります。災害時においても迅速かつ正確な情報提供が求められております。今般の箱根山の火山活動に関する放送事業者の情報提供について、総務省の見解を伺いたいと思っております。

○政府参考人(安藤友裕君) お答え申し上げます。放送は、今委員御指摘のとおり、国民生活に必要な不可欠な情報提供手段であり、特に災害の場合の放送につきましては、放送法第百八条の規定により、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならぬとされているところでございます。

放送事業者においては、今般の箱根山の火山活

動につきましても、放送法第百八条の規定に従い、適切な情報提供が行われているものとお考えしております。今後とも国民・視聴者に対して適切な情報提供が行われることを期待しているところでございます。

○藤川政人君 放送法に基づいてしっかりと、過度な心配を掛けることなく、そしてやはり人命が第一だと、適切な情報は適切な形で報道する、それに対しては、安藤局長からも、しっかりと放送事業者各社において進めていただけるようにまた御指導、御助言をいただきたいと思っております。少々時間が早いですが、私の質問は以上とさせていただきます。

○尾立源幸君 おはようございます。民主党・新緑風会の尾立でございます。今日は、NHKの皆さんとあと総務大臣に質問させていただきますと思いますが、流れもございまして、今日は、実は五月の十七日に投票が行われます大阪市における特別区設置に関する住民投票のことからまず質問させていただきます。思っております。

今、非常に賛成派、反対派、ヒートアップしておりますけれども、大事なことは、やはりしっかりと事実を、またメリット、デメリットを住民の方がしっかりと理解をした上でこの投票に臨むということが大事だろうと思っております。そういう意味で、まず事実確認を幾つかさせていただきます。また、大阪に住んでおりますと東京のことは余りよく分からないもので、この前の日曜日ですが、世田谷区長の保坂展人区長にお越しいただいて、特別区における権限と財源の在り方や住民自治の在り方などもお聞かせをいただいて、シンポジウムを開きました。

その中で、やはり保坂区長からは、もし自分が政令市や市に移行できるならば、もうもう手を挙げてすぐ特別区から政令市や市になりたいというようなこともおっしゃってございました。また、その中で、おれおれ詐欺というのがありますが、